

石狩川流域委員会（第9回） 議事要旨

■日 時：平成30年3月2日（金曜）13:00～15:00

■場 所：北海道開発局研修センター 1階会議室

■出席者：黒木委員長、中村副委員長、井上委員、片石委員、定池委員、清水委員、平澤委員、山田委員（以上8名）

■議題

- ・石狩川水系空知川河川整備計画〔変更〕案について
- ・石狩川直轄河川改修事業の評価について

■議事要旨

(1) 【資料－1】石狩川水系空知川河川整備計画〔変更〕原案に寄せられたご意見について

- ・寄せられた意見と〔変更〕案への反映状況の説明（事務局）
- ・いただいた意見から整備計画〔変更〕案に反映したものはあるのか。（委員）
→火山噴火による災害への対策については、意見を反映させた記載内容とし、他の意見に関しては、既に反映されている旨を回答した。（事務局）
- ・P.5:「関係機関と自助力」という記載についてはどのように解釈されたのか。（委員）
→自助・共助・公助の自助及び関係機関との連携として解釈した。（事務局）
- ・P.3: 農業関係の方の意見と思われる「管理は大変な費用と」の管理とは、農業用水の管理のことではなく、河川整備の意味で管理と言われているのではないか。（委員）
→「総合的な維持管理」を行うという回答としている。（事務局）
- ・P.3、4: 親水空間などについては人と川のふれあいの場となっているが、具体的にどのように考えているのか。（委員長）
→水辺の楽校や自治体と連携した事業などを進めている。（事務局）
→川の木を切って河原を利用出来るようにしてほしいという意見にも感じる。樹木管理の話にもつながるので、このような解釈もあるということで考えていただきたい。（委員長）

- ・P. 4:「川底が上昇しているためではないか」とあるが、横断を見れば分かるのではないか。国や道が管轄している河川に関しては、河床が上昇しているという認識はない。むしろ低下しているという認識である。調査した河川の中でも6割は河床が低下している。(委員長)
 - 2年前の災害対策特別委員会で、以前は河床の土砂を取らせていたが、最近土砂を取らせていないことが原因で水害が起きているのではないかという意見が出ていた。継続的には低下していても、今回の洪水で急激に大量の土砂が出てきて溢れたという事実もあるのではないかという意見とも考えられる。(委員)
 - このご意見の土石流には土砂の意味も含まれていると解釈したが、局所的な堆積を除いて河床が上昇するというような堆積は起きてはいない。P. 56の河道の維持管理に、調査の実施や異常があった場合の対応について記載しているので、意見は既に反映されていると考えている。(事務局)

- ・P. 4: 国、道、町など一貫した整備については、危機管理型の水位計の設置や洪水予測システムの整備を進めるなどの回答をしてもよいのではないか。(委員)
 - 空知川の補助区間で水位計の設置を行うだとか、ハザードマップに関しても道と情報を共有し連携しているということも追記する。(事務局)

(2) 【資料-2】石狩川水系空知川河川整備計画〔変更〕案について

- ・P. 42:「洪水氾濫被害軽減対策」と「施設の能力を上回る洪水を想定した対策」がなぜ分けられているのか。タイトルを変えて整理された方がよいのではないか。(委員)
 - 「洪水氾濫被害軽減対策」の内容は、南富良野町の氾濫形態を踏まえた新たな対策であるため別途項目を立てたが、「施設の能力を上回る洪水を想定した対策」の内容に含まれる部分でもあるため、指摘を踏まえて修正する。(事務局)

- ・P. 61:「記録を残し」「情報発信」とあるが、自治体が記録を残すことが重要であり、それを開発局がサポートするということが重要なのではないか。(委員)
 - 開発局だけでできることではなく、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えているため、そのような主旨となるよう修正する。(事務局)

- ・P. 66~67: 十勝岳の話で、泥流が来た時に砂防施設で全て止めることは不可能で、土砂が河道区間に入ってくる。その部分について特に重要であるが、記載があまり無いように感じる。(委員)
 - 現在の整備状況では、全ての泥流を止めることはできないが、砂防計画では基準点にお

いて砂防施設で土砂を止めて水を流す計画である。(事務局)

- ・災害のあと1、2年は工事を行うが、そのあと何十年も何もしないなど、他の公共事業に比べて優先度が低くなっているように感じる。治水事業をどうやって継続していくかを示すのが大事ではないかと考える(委員)
→河川整備計画自体が、今後20年間にわたって実施していく計画だと捉えていただきたい。(事務局)
- ・P.45:地震の話で「最低限の機能」とはどのくらいのことなのか。(委員)
→例えば、樋門であれば閉扉の機能の確保、堤防であれば沈下してもHWLを下回らないなどの基準を決めて整備している。(事務局)
- ・P.57:操作人の減少などにより樋門の自動化がすすめられているが、操作人がいるからこそ、その地域では防災的に感度が高くなるとか、操作人を通じて地域に情報が行き渡るといようなことはないのか。(委員)
→樋門操作人を確保する努力はしているが、高齢化などで難しいのが現状であり、自治体などへの委託なども考えられている。(事務局)
- ・P.65:道路管理者との関係について書かれていることは評価する。このような計画を作成する段階から、関係機関等という一括りにするのではなく、お互いの連携の中で誰が何を出来るのかということも検討していただきたい。(委員)
- ・P.65:インターネットという表現が使われているが、SNS等の具体的なツールについて書かれていない。新技術という言葉に含まれていると思うが、具体的な活用についてはどのように考えているのか。(委員)
→SNSについては検討を行っているが、新しいツールが頻繁に出てくる現状において、具体的なツールの記載は行わず、新技術という表現とした。(事務局)
- ・P.64:「これまでの取り組み」とあるが、これまでではどのようになっていたのか。P.63の河川合同巡視や、P.51の水辺の楽校など、具体的な内容が書かれているが、これまでのこととこれからどのように取り組んでいくかということは具体的にどのように考えているのか。(委員)
→これからどのような方々、機関と連携していくか未知数であり、様々な可能性がある中で、具体的なこと記載するのは難しく、抽象的な表現となっている。(事務局)
- ・P.61:災害の記録をただ残すのではなく、振り返りを通して災害対策や対応の改善をして

いくことが大切であり、文章への追記を検討していただきたい。(委員)

・ P. 65 : 17~19 行目に関しては、修正前は通常の方法で情報伝達が難しい方々への情報支援をするという内容だったが、一般の住人の方に届くという表現が抜けてしまっている。また、避難に特化した情報だけではない、ほかの情報についても記載した方がよい。(委員)

・ P. 65 : 交流人口という表現は必要ないのではないか。(委員)

・ P. 14 : 浸水実績図では下流域の氾濫区域は見えないが、下流域でも氾濫があり、住民の方へは、下流域の議論もしたということ伝えていただきたい。(委員長)
→下流域の氾濫は河川区域が大部分であり、河川区域以外の氾濫範囲が小さいためである。(事務局)

・ P. 42 : 排水工とあるが、防災連続盛土、国道を横断する流路の一つであり、排水工と言ってよいのか。また、川とどう合流させるのかということも記載する必要があるのではないか。(委員長)

・ P. 65 : 出水ピーク時のデータの欠測がないように、出来る限りの努力をしてほしい。また、洪水時の人員不足への事前の対策をどのようにするのかも意識しておいてほしい。(委員長)

・ P. 61 : 水防資機材の備蓄に関しては、一昨年の洪水時には全道的にあらゆるところで使用された。この経験を教訓に資機材備蓄の強化をした方がよいのではないか。(委員)
→排水ポンプ車の配備拠点はあがるが、使用は申し込み順だと聞いている。重点配備なども検討した方がよいのではないか。(委員長)
→ポンプ車に関しては、申し込み順ではあがるが、状況に応じた対応となっている。資機材に関しては、一昨年の洪水以降に追加補充している。(事務局)

(3) 【資料-3】石狩川直轄河川改修事業の評価について

・ 事業再評価について説明 (事務局)

・ P. 11 : 最新の統計データで一般資産被害額の増加が1.3倍にもなっているが、本当にそこまで増えているのか。(委員)

→統計データでは増加しており、その値を用いて算出を行っている。(事務局)

- ・ P. 4 : 被害額算定項目の中に家屋等の建物被害があり、事業所や農漁業では建物を除いたとあるが、なぜ除かれて算定されているのか。(委員)

→事業所や農漁業の建物は家屋等の建物の中に含まれている。(事務局)

→土地はどうなのか。(委員長)

→土地は復旧することにより、元の価値に戻るという観点から被害額には含めないこととなっている。(事務局)

- ・ P. 11 : 総便益の変化要因の2つの増加要因の比率はどれくらいなのか。(委員長)

→河川改修メニュー追加の被害軽減額は、一昨年の洪水の被害額と同じと考えており、統計データによる一般資産被害額、公共土木施設被害額の増加分の方が割合的には大半を占めている。(事務局)

- ・ 遊水地などは工事が何十年もかかっているが、工事が終わった段階で便益が出るという考えなのか。(委員)

→工事完了年から50年間分の便益を評価している。(事務局)

- ・ B/Cの値というのは、算出後にどのような働きがあるのか。(委員)

→1を超えているのが最低限の基準であり、1を下回ると事業の必要性がないという評価になる。(事務局)

- ・ 被害額というのは氾濫に基づいたものなのか。また、氾濫しなくても起こる川の中の被害や、精神的被害などの波及効果的な被害額は考慮されているのか。(委員)

→氾濫に基づいたもので河川内の被害は対象外である。精神的被害額は算定していない。

マニュアルに則して貨幣換算できるもので被害額を算定している。(事務局)

→他のところでも同じ基準で行っているのか。(委員)

→全道、同じ基準で算定を行っている。(事務局)

- ・ P. 4の確率規模に関しては1/10刻みとなっているが、P. 5のグラフでは連続的に描かれている。実際の計算では連続的な値を用いているのか。(委員)

→面積を出すようなイメージで、代表の確率規模の値から連続的な値を算出して用いている。(事務局)

- ・ P. 1 : 委員会の場でB/Cの議論が挙げられているのは、効果があるということ委員会で確認するためであると考えてよいか。(委員)

→その通りである。(事務局)

- ・公共土木施設被害の中には農地や農業用施設の浸水被害が含まれているが、ここの地域は農業が主要産業であり、一般的な認識として公共土木施設に農業関係のものが含まれているとは考えにくく、農業関係の被害は農作物被害額のみを感じる。このことについての説明は必要ではないのか。また、農業関係の被害額として、農業が主要産業であるこの地域では、波及的な被害も含めるともっと被害額は大きくなるのではないか。(委員)

→被害額に含まれていないものも多く、統計的にばらつきのあるもの、洪水によって被害の有り無しが変わるものなどは算定していない。公共土木施設被害というのは、水害統計という、都道府県が毎年まとめているものを用いて算出している。また、マニュアルに沿った算定のため、地域性などは考慮されないものとなっている。全国一律の基準で、公共事業の可否の判断材料としてB/Cを用いている。(事務局)

(4) その他

- ・空知川河川整備計画変更案に関して、意見を反映させて修正した後、変更決定に向けた手続きを進める予定。(事務局)